

6月から「千葉市子どもを守る禁煙外来治療費助成」を開始します ～妊婦及び子どもの受動喫煙を防止するために～

千葉市では、妊婦と子どもの受動喫煙による健康被害を防止するため、禁煙外来治療費の一部を助成する「千葉市子どもを守る禁煙外来治療費助成」を6月から開始しますので、お知らせします。

1 趣旨・目的

たばこは、吸っている本人だけでなく、受動喫煙により、吸わない人の健康にも影響を与える。特に、喫煙者と同居する妊婦及び子どもについては、喫煙者と行動を共にすることが多く、自らの意思だけで受動喫煙を防ぐことが難しいことから、妊婦又は15歳以下の子どもと同居する者を対象に禁煙外来治療費の一部を助成する。

2 助成対象者

以下、いずれにも該当する者

- (1) 妊婦と同居又は15歳以下の子どもと同居する市民
- (2) 12週間にわたり計5回の禁煙外来治療を終了し、自己負担額を支払った者

3 助成費用

禁煙外来治療にかかる費用（自己負担合計額）の2分の1（上限1万円）

※同一の助成対象者について、助成金の交付回数は1回

※市外医療機関における禁煙外来治療も含む。

4 申請方法

治療開始前又は禁煙外来2回目の受診前までに、対象者が居住する区の保健福祉センター健康課に登録申請を行った上で、禁煙外来治療が5回終了したのち、助成金の交付申請を行う。

5 登録申請開始日

平成30年6月1日（金）

6 周知方法

市政だより6月号及び市ホームページに掲載。各区保健福祉センター健康課での妊娠届出や乳幼児健康診査等における周知。市内医療機関への周知等。

7 市内で禁煙外来治療を行っている医療機関数

100医療機関（一般社団法人日本禁煙学会ホームページより）

【URL】 <http://www.nosmoke55.jp/nicotine/clinic.html>

【参考】禁煙外来治療について（「禁煙治療のための標準手順書」より抜粋）

1 禁煙外来治療の対象者

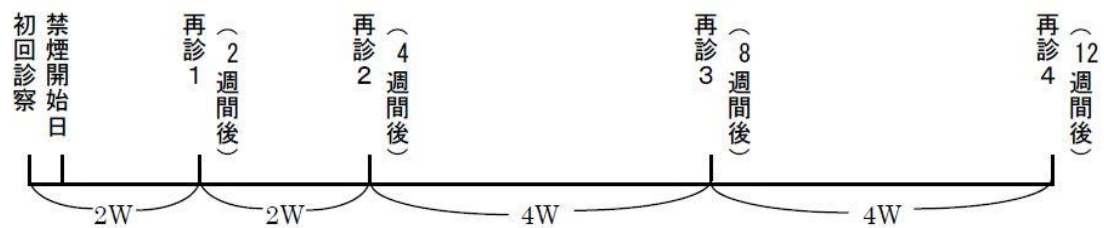
以下4つの条件に全て該当した患者

- (1) 直ちに禁煙しようと考えていること
- (2) ニコチン依存症のスクリーニングテストで10項目中5項目以上に該当すること
- (3) 35歳以上の者については、1日の喫煙本数×喫煙年数が200以上であること
- (4) 禁煙治療を受けることを文書により同意していること

2 禁煙外来治療の回数

初回診察に加えて、初回診察から2週間後、4週間後、8週間後、12週間後の計4回の再診の合計5回

【標準禁煙治療のスケジュール】



3 禁煙外来治療の薬剤

ニコチンパッチ（貼付薬）又はバレニクリン（内服薬）

4 禁煙外来治療（5回）の自己負担合計額（3割負担の場合）

使用する薬剤により異なるが、約1万3千円～2万円程度